

独立行政法人日本学生支援機構
平成29年細則第6号
最近改正 令和4年細則第8号

給付奨学金実施細則を次のように定める。

平成29年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

給付奨学金実施細則

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学規程（令和2年規程第19号。以下「給付奨学規程」という。）第35条の規定に基づき、給付奨学規程の実施に必要な事項を定めるものとする。

(返還期限猶予に関する取扱い)

第2条 業務方法書第30条の16により読み替えられた業務方法書（以下「読み替え業務方法書」という。）第24条（第1項第6号、第2項第3号、第3項ただし書及び第4項を除く。）に規定する返還期限の猶予に関する取扱いは、返還期限の猶予に関する施行細則（平成17年細則第3号）（第2条第5項を除く。）を準用するものとし、準用にあたっては当該細則を別表1により読み替えるものとする。

(減額返還に関する取扱い)

第3条 読み替え業務方法書第24条の3から第24条の7までに規定する減額返還の願い出に関する取扱いは、減額返還に関する施行細則（平成26年細則第11号）を準用するものとし、準用にあたっては当該細則を別表2により読み替えるものとする。

(死亡等による返還免除に関する取扱い)

第4条 読み替え業務方法書25条及び第27条第1項に規定する死亡等による返還免除に関する取扱いは、死亡又は精神若しくは身体の障害による貸与奨学金返還免除に関する施行細則（平成17年細則第4号）（第4条第2項及び第5条第2項を除く。）を準用するものとし、準用にあたっては当該細則を別表3により読み替えるものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年細則第5号）

この細則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第9号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年細則第8号）

この細則は、令和4年11月2日から施行し、改正後の規定は令和4年4月25日から適用する。

別表第1（第2条関係）

返還期限の猶予に関する施行細則の読み替え表

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	第24条及び貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号）第29条	第30条の16の規定により読み替えられた業務方法書（以下「読み替え業務方法書」という。）第24条（第1項第6号，第2項第3号，第3項ただし書及び第4項を除く。）及び給付奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第19号）第18条
第2条，第3条及び第4条	業務方法書	読み替え業務方法書
第2条第3項	要返還者	給付奨学金要返還者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の3の規定により給付奨学金の全部又は一部を返還することとなった者をいう。以下同じ。）又は不当利得要返還者（給付奨学生としての認定の内容が遡って変更され，民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の一部又は全部を返還することとなった者であって業務方法書第30条の16第4項に定める返還誓約書を提出したものをいう。以下同じ。）
第2条第4項第3号	貸与奨学金の貸与	給付奨学金の支給
第3条第1項	要返還者	給付奨学金要返還者又は不当利得要返還者
第3条第1項及び第2項	貸与奨学規程第29条	給付奨学規程第18条
第4条	貸与奨学金	給付奨学金

別表第2（第3条関係）

減額返還に関する施行細則の読み替え表

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第1条	第24条の3及び貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号）第29条の2	第30条の16の規定により読み替えられた業務方法書（以下「読み替え業務方法書」という。）第24条の3及び給付奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第19号）第19条
第2条第1項、第3項及び第4項	業務方法書	読み替え業務方法書
第2条第4項	貸与奨学金の貸与	給付奨学金の支給
第3条	貸与奨学規程第29条の2第2項	給付奨学規程第19条第5項

別表第3（第4条関係）

死亡又は精神若しくは身体の障害による貸与奨学金返還免除に関する施行細則の読み替え表

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	第25条及び第27条第1項並びに貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号。）第44条及び第45条	第30条の16の規定により読み替えられた業務方法書（以下「読み替え業務方法書」という。）第25条及び第27条第1項並びに給付奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第19号）第32条及び第33条
	貸与奨学金の返還免除	給付奨学金の返還免除
第2条	貸与奨学規程第44条第2号イ	給付奨学規程第32条第2号イ
	貸与奨学規程第44条第2号ロ	給付奨学規程第32条第2号ロ
	要返還者	給付奨学金要返還者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の3の規定により給付奨学金の全部又は一部を返還することとなった者）又は不当利得要返還者（給付奨学生としての認定の内容が遡って変更され、民法第703条の規定により支給済みの給付奨学金の一部又は全部を返還することとなった者であって業務方法書第30条の16第4項に定める返還誓約書を提出したもの）
	（本人、連帯保証人、	（本人及び本人の親族を除く。）

	保証人及び本人の親族を除く。)	
第3条	貸与奨学規程第45条	給付奨学規程第33条
第4条第1項	貸与奨学生	給付奨学生
	相続人及び連帯保証人のいずれもが	相続人が
	貸与奨学金返還免除願	給付奨学金返還免除願
	相続人及び連帯保証人	相続人
第4条第3項	本人及び連帯保証人	本人
	証明書（機関保証制度加入者においては本人に係る証明書）	証明書
	貸与奨学金返還免除願	給付奨学金返還免除願
	前2項	前項
第5条	延滞金を含めこれを	これを